

近隣府県の緊急事態宣言に基づく措置を踏まえた 奈良県教育委員会の対応方針

令和3年4月27日 奈良県教育委員会

県教育委員会では、現在の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、感染防止策をより一層徹底するため、以下のとおり対応方針を定めました。この方針をもとに、「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」を改定し、学校における感染防止策を推進します。

1 学校の部活動・教育実習等の制限・自粛について

【部活動の取扱い】

- 部活動における練習試合や合同練習、集会等は、県外学校に加え、県内学校とも不可とする。
※ 公式試合等への生徒の参加は可とする。観客については、学校会場の場合は無観客、外部会場の場合は関係者限定とする。

【教育実習や介護等体験の取扱い】

- 教育実習の受け入れ時期については、2学期開始日（原則として令和3年9月1日（水））以降に延期する。
- 小・中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験は、特別支援学校・社会福祉施設等での学生の受け入れが困難であることから、原則「介護等体験の代替措置」の適用を大学に依頼する。代替措置が困難な場合は、卒業年次の学生のみを対象に、2学期以降、受け入れを検討する。

【時差登校の推進】

- 公共交通機関等の混雑状況に対応するため、始業時間を遅らせる時差登校を推進し、登校時の感染防止に努める。

【校外学習の取扱い】

- 校外学習は、県内の施設等で実施することとする。

【教員研修等の取扱い】

- 教員の感染拡大防止のため、県教育委員会や教科等研究会が実施する研修・会議等は、原則中止又は延期を検討することとし、実施する場合はWeb会議等の方法によることとする。

2 県立学校における感染防止策の徹底について

【生徒の健康観察の徹底】

- 生徒は、各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無等の確認を行う。確認の結果は、登校前に「健康観察カード」（デジタル版）により、担任や部活動顧問に報告する。
- 以下の場合、児童・生徒は登校を控える。
 - ・本人及び同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合（症状がなくなってから3日間が経過するまでの間）
 - ・同居家族が濃厚接触者に特定された場合（検査を受けた家族が陰性と判定されるまでの間）

【感染者に対する初期対応】

- 学校は、感染者を把握した場合、感染経路等の早期特定のため、感染者に「行動歴記録表」の記入を求め、行動を把握するとともに、保健所に対し速やかに情報提供を行う。

【マスクをはずしての対面の絶無】

- 学校教育活動時においては、常時マスクを着用することを原則とし、特に、登下校時や昼食時においてもマスクをはずした状態での対面を徹底的に避ける。

【臨時休業等による感染拡大防止措置】

- 登校している児童・生徒、職員に感染が確認された場合、3日間の臨時休業とし、校内の消毒、接触者等のPCR検査などを実施する。なお、検査の対象者全員が陰性と判定されるなど、感染の可能性が低いと考えられる場合は、臨時休業を終了し、通常授業に戻ることにする。
- 臨時休業の対象は、学級、学年、学部、全校のいずれかとする。なお、複数の学級での感染の場合学年での休業を、複数の学年、学部での感染の場合全校での休業を検討する。